

平成 23 年 2 月

司法書士法人 黒澤合同事務所

登記短信

土地の売買による所有権移転登記の登録免許税が本年4月1日からアップします。
具体的には、**現行1.0%の税率が1.3%に引き上げ**られます。

たとえば、土地の評価額が1,000万円とした場合の登録免許税は**3万円(30%)**
の負担増となります。

3月31日までの登記申請の場合、 $1,000万円 \times 1.0\% = 10万円$

4月1日以降の登記申請になると、 $1,000万円 \times 1.3\% = 13万円$

ただし、建物の保存登記・移転登記については税率の変更はありません。

登記を3月31日までに申請できるか、4月1日以降になるかによって、費用が
違ってまいりますのでご留意下さい。

今後もお役立ち情報を「登記短信」として配信させていただきます。